



2025年5月13日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 岡 田 竜 介
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : IR・経 営 企 画 副 室 長 内 田 晋
電 話 : 0 3 - 6 8 1 0 - 3 0 2 8 (代 表)

(開示事項の経過) 当社及び当社子会社7社に対する
訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2024年12月19日開示「当社及び当社子会社7社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて訴訟の提起（以下、「本件訴訟」という。）に関して公表しましたが、本年5月7日（米国時間）、米国北カリフォルニア地区連邦地方裁判所から本件訴訟に関する通知を受けました。

太陽光パネルメーカーの SHANGHAI JINKO GREEN ENERGY ENTERPRISE MANAGEMENT CO., LTD. 及び ZHEJIANG JINKO SOLAR CO., LTD.（以下、2社を総称して「原告」という。）は、本件訴訟の当事者として、当社及び子会社の FUJI SOLAR 株式会社（以下、「FUJI」という。）を除外し、新たに子会社の TOYO SOLAR TEXAS LLC（以下、「TOYO TEXAS」という。）及び TOYO SOLAR MANUFACTURING ONE MEMBER PRIVATE LIMITED COMPANY（以下、「TOYO PRIVATE」という。）の2社を追加する旨の変更となりましたので、お知らせします。これにより、当社 Abalance 及び FUJI は本件訴訟の当事者から除外されることとなり、Vietnam Sunergy Joint Stock Company を含む当社子会社8社が本件訴訟の当事者となります。

記

1. 本件訴訟当事者の除外及び追加の理由

当社及び子会社 FUJI SOLAR 株式会社については、原告の判断として特許権侵害に該当しないことから、除外の対象となりました。一方、子会社の TOYO TEXAS 及び TOYO PRIVATE の2社については、原告の判断として、新たに追加となりました。

2. 今後の見通し

当社グループは、今後も知的財産権を尊重し、原告の主張及び請求内容を精査するとともに、米国の専任法律事務所を通じ、本件訴訟における当社グループの正当性を主張してまいります。尚、本件訴訟が、今後の当社の連結業績に与える影響を現時点で見込むことは困難ですが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上